

東日本旅客鉄道労働組合大宮地方本部
執行委員長 森田 勝美 殿

2019年 2月 9日
東日本旅客鉄道労働組合
東京地方本部
執行委員長 阿部 正明

『大宮地本見解』に対する『公開討論』の申し入れについて

2019年1月23日付で『12地本の総団結で「東労組の存亡」をかけた再加入のたたかいを中央本部と共に職場からたたかい抜く大宮地本見解』が、東京地本に送付されました。

この「大宮地本見解」は、JR東労組第37回臨時大会後の2019年1月13日に、東京・八王子・水戸地本（以下、3地本という）が中央本部に申し入れた「第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求について」に対する、大宮地本としての「見解」だと認識しました。確かに、3地本は中央本部に対して申し入れを行い、2019年1月25日までに文書による回答を求めてきたところですが。

しかし、中央本部回答を待っていた矢先に1月23日付の「大宮地本見解」ですから、正直なところ驚きを隠せませんでした。したがって、私たち東京地本は真摯に受け止めなければならないと考えています。

それは、大宮地本が機関の意思として「見解」を発したわけですから、重く受け止めなければなりません。まして、中央本部と地方本部という縦の関係ではなく地方本部間の関係ですから、お互いに理解を深め、共通の認識に近づけるためにお互いの努力が何よりも大切だと受け止めたからです。

私たちは「大宮地本見解」の主張の要旨は次の点だと考えています。

「大宮地本見解」の要旨

- (1) 「第37回臨時大会」の開催をめぐっては、全地本委員長会議で議論され行う事が一致されています。
- (2) しかし、東京・八王子・水戸の3地本から12月17日に『健全な組織運営と財政の確立を求める要請書』が出され、その最後に「第37回臨時大会の中止を強く求めます」と記されています。
- (3) しかし、本部とのやり取りを行い、臨時大会には3地本の代議員も参加しました。そして、その中で議論し採択を行い方針が決定されています。
- (4) 労働組合ですから、様々な意見があるのは当然です。しかし、それぞれがバラバラに運動を行ったのでは組織の力になりませんから、規約・規則によってその採択の方法が定められています。今回の臨時大会も、それに則って反対意見等が出された中で代議員によって採択され、方針が決定されました。したがって、これに従うのは組織として当然の事です。
- (5) しかし臨時大会の中止を強く求めていた東京・八王子・水戸の3地本は臨時大会終了後

の1月13日になって、今度は『第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求について』という文書を出しました。

- (6) この中では、自らの意に反する代議員について「中央本部に追随するがあまり、思考停止に陥っている状況と指摘せざるを得ない」とし、更には「方針に賛成した代議員は『活動なき予算執行』を容認したのであり、JR東労組の未来に責任を持った行動とは言えない」と一方的に批判しています。
- (7) 自らの意思通りに大会決定がなされないからといって、異なる意思を表明した過半数を超える代議員を一方的に批判することこそ組合民主主義に反するといえます。最高意思決定機関である大会で決定されたことに対して異を唱え、更はその運動を担わないようなことがあれば12地本の団結を壊す行為であり組織破壊行為と言わざるを得ません。

この7点が「大宮地本見解」の主張の要旨だと受け止めたところです。しかし、私たち東京地本の認識と決定的に違うのはただ一つ、「第37回臨時大会はすべてにおいて、組合員不在だった」ということです。

私たちは、第37回臨時大会を終えた段階で初めて、臨時大会はなぜ開催されたのか？その全ての理由がようやく理解出来ました。1点目は「組合基金」積み立て会計から「一般会計」へ5億円、そして10億円を新設する「特別会計」に拠出することに加えて、2点目は規約・諸規則の改正です。

しかし、これだけ重要な審議事項を「職場討議資料」を発行することもなく、「職場討議期間」を設定しないことは前代未聞の事態です。組合員には何も周知されていません。

まさに、3地本の機関役員と代議員はもとより、組合員は蚊帳の外に置かれ、排除されて強行された臨時大会でした。ですから、私たち東京地本は適正に行われた臨時大会だと認識することはできません。

しかも、規約・諸規則の改正は35項目に及ぶ広範な改正にも関わらず、①11月4日の第37回臨時大会招集の「全地本委員長会議」 ②11月8日の臨時大会招集の「指令22号」 ③12月6日の臨時大会の議事に関する「指令25号」 ④臨時大会当日の「召集の山口委員長あいさつ」 ⑤臨時大会の「議案書の議事」 この①～⑤に関する「会議」「指令文書」「召集あいさつ」「議案書」の全てにわたって、規約・諸規則の改正は何一つ触れられていないばかりか、謳われてもいないのです。極め付けは、臨時大会当日の議事も終わりかけた17時30分に「その他」の議事で、規約・諸規則改正の資料が配布されたのでした。それに止まらず、加藤書記長は規約・諸規則の改正理由を一切提起せず、項目ごとに改正になる箇所を読み上げただけでした。だから私たちは、この規約・諸規則改正は「指令なき改正」であり、「議事になき改正」であり、「改正理由なき改正」であり、「存在しない幻の改正」だと断定し、「無効」だと主張しているのです。また、提案された規約・諸規則の改正内容は、代議員の選出基準をはじめ、そのすべてが組合員を不均等に扱う、労働組合法を否定する違法な改正です。

問題はそれに止まりません。私たち3地本は、規約・諸規則の改正は知らされていないため、財政・会計に関することだけなら2月の定期中央委員会での提案と審議で十分可能なのであり、むしろ開催費用がかさむ臨時大会をなぜ開催するのか、その理由が理解できませんでした。ですから、11月30日に「第37回臨時大会に関する質問状」を提出しましたが、本部執行部は不誠実極まりない対応に終始しました。そのため、最終的に12月17日に「第37回臨時

大会の中止を求める要請書」を提出しました。

これが、第37回臨時大会をめぐる経過とその内実です。だからこそ、私たち3地本は臨時大会終了後に「第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求について」を中央本部に申し入れたのです。申し入れた内容は「第37回臨時大会で決定した特別会計の執行と改正した規約・諸規則の運用は、問題点の整理が図られるまで一旦凍結すること。なお、それまでの間はJR東労組の組織・財政等の運営は2018年12月19日以前の規約・諸規則を運用するよう求める」というものです。

大宮地本の執行部の皆さんは、この第37回臨時大会をめぐる経過とその内実を十分承知の上で「大宮地本見解」を發出しています。そして「見解」の要旨(7)で「最高意思決定機関である大会で決定されたことに対して異を唱え、更にその運動を担わないようなことがあれば12地本の団結を破壊する行為であり、組織破壊行為と言わざるを得ません」と結論づけて、3地本を問題視しています。

JR東労組の規約第33条(招集)では「大会および中央委員会は、中央執行委員長が開催日時、場所、議案その他必要事項を開催日の30日前までに指令する。ただし、臨時の場合はこの限りではない」と定められています。臨時の場合は、緊急性を要することもあるため、開催日の30日前までに指令できない場合を考慮しています。しかし「日時・場所・議案およびその他必要事項」は、指令しなければならないのです。今回の第37回臨時大会の指令は11月8日に「指令22号」、そして12月6日には「大会の議事について」と題する「指令25号」が發出されていますが、規約・諸規則の改正は何一つ指令文書に記載されていません。だから私たちは、規約第33条違反であり「存在しない幻の規約・諸規則の改正」のため「無効」と主張しているのです。そればかりか、指令にないことを議決した指令違反の第37回臨時大会であり、それを執行した山口委員長の執行責任を問題にしているのです。

にも関わらず、それでもなおかつ「最高意思決定機関の決定だから守れ」と主張しているのが「大宮地本見解」だと私たちは受け止めています。「見解」は機関の意思が集約されたものですから、責任を持つのは当然のことです。しかも、他の地方本部に対し発した「見解」ですから、なおさらのことです。

東京地本と大宮地本は隣接地本ですし、文書のやり取りではなくお互いにテーブルの席について意見を交わすことが、組合員相互の理解と信頼の醸成に結びつく筋道だと考えます。そのために「公開討論」を申し入れますので、公開の席で最高意思決定機関の決定に、私たちが異を唱える必要がなくなるような、理解と納得性のあるアドバイスを期待します。

私たち東京地本は、今回「大宮地本見解」を受けて機関の意志として、そして第37回臨時大会に出席した代議員の総意として「公開討論」を申し入れますので、必ずや実現の運びになることを確信しています。

したがって「公開討論」は「第37回臨時大会で審議し決議した事項」の討論とし、双方の地本役員と代議員の代表および組合員の出席で行いたいと考えています。詳細については、双方の地本書記長・組織部長を窓口にした調整がふさわしいかと思えます。

なお、誠に勝手ですが「公開討論」開催の回答を2月26日までに、東京地本宛に文書で送付していただきますようお願い申し上げます。また、この「公開討論」の申し入れ文書につきましては、公開とさせていただきます。

以上